

お客さま 各位

知多信用金庫

未利用口座管理手数料の新設のご案内

当金庫では、令和2年7月1日（水）以降に新規開設いただく普通預金口座に「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

本手数料は、あくまでも令和2年7月1日以降に口座開設され、**未利用の状態**となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日ごろの入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座が対象となることはございません。

未利用口座管理手数料の詳細は、次のとおりとなります。

以下の①～⑦を全て満たす普通預金口座（総合口座を含む）を対象といたします。	
①	令和2年7月1日以降に開設された普通預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
④	同一営業店にて他のお預かりの金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がないこと。
⑤	お借入れがないこと。
⑥	相続預金口座でないこと。
⑦	後見支援預金口座でないこと。

（注）紛失などでご利用を停止されている普通預金口座・通帳レス口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料のご案内について】

- 本手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客さまに、お取引状況をお知らせする文書「ご案内」をお届けの住所に事前に送付させていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

【口座の自動解約について】

- 残高不足などによって未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- 一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。